

乙種防火管理者講習の開催について

1 防火管理制度

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、各種訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられています。

防火管理者は、防火対象物の用途や規模に応じて甲種防火管理者と乙種防火管理者に分けられています。

2 現状と課題

当市における防火管理者の選任率は全体で93%と高い水準となっていますが、用途別では小規模な飲食店やビル等の複合用途のテナントにおける選任率が低い（飲食店：76.5%、ビルなどの複合用途：79.5%）状況にあります。

当市を含め近隣市における資格取得講習の開催は、一般財団法人 日本防火・防災協会に依頼しています。協会が開催する防火管理講習では、規模の大きな防火対象物に必要な甲種防火管理講習（受講日数2日）は複数回開催されていますが、テナント等小規模なものに必要な乙種防火管理講習（受講日数1日）は年2回のみ（札幌市、旭川市各1回）の開催となっています。このため乙種防火管理講習を受講できる機会が少なく、乙種防火管理者未選任の場合、甲種防火管理講習の受講をお願いしている状況にあります。

3 目的

乙種防火管理講習を独自開催し、講習受講にかかる時間的制約の解消と受講しやすい環境をつくることで、防火管理者の選任率を上昇させ、防火対策の向上を図ることを目的としています。

4 実施結果

令和6年11月24日（日）、消防庁舎2階講堂にて講習会を開催し、20名の方が新たに乙種防火管理者の資格を取得しました。

5 今後の講習会について

乙種防火管理者未選任となっている防火対象物の追跡を行い、年度内に2回目の開催を予定しています。